

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	三重県青少年対策推進本部設置規程に関する訓令を廃止する訓令 .....	生徒指導・健康教育室	1 頁
		生涯学習室	1 頁

訓 令

三 重 県 訓 令 第 1 号  
教 委 訓 第 2 号  
三重県警察本部訓令第 6 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関  
局 内 一 般  
教 育 関 係 機 関  
警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

三重県青少年対策推進本部設置規程に関する訓令を廃止する訓令を次のように定めます。

平成20年3月21日

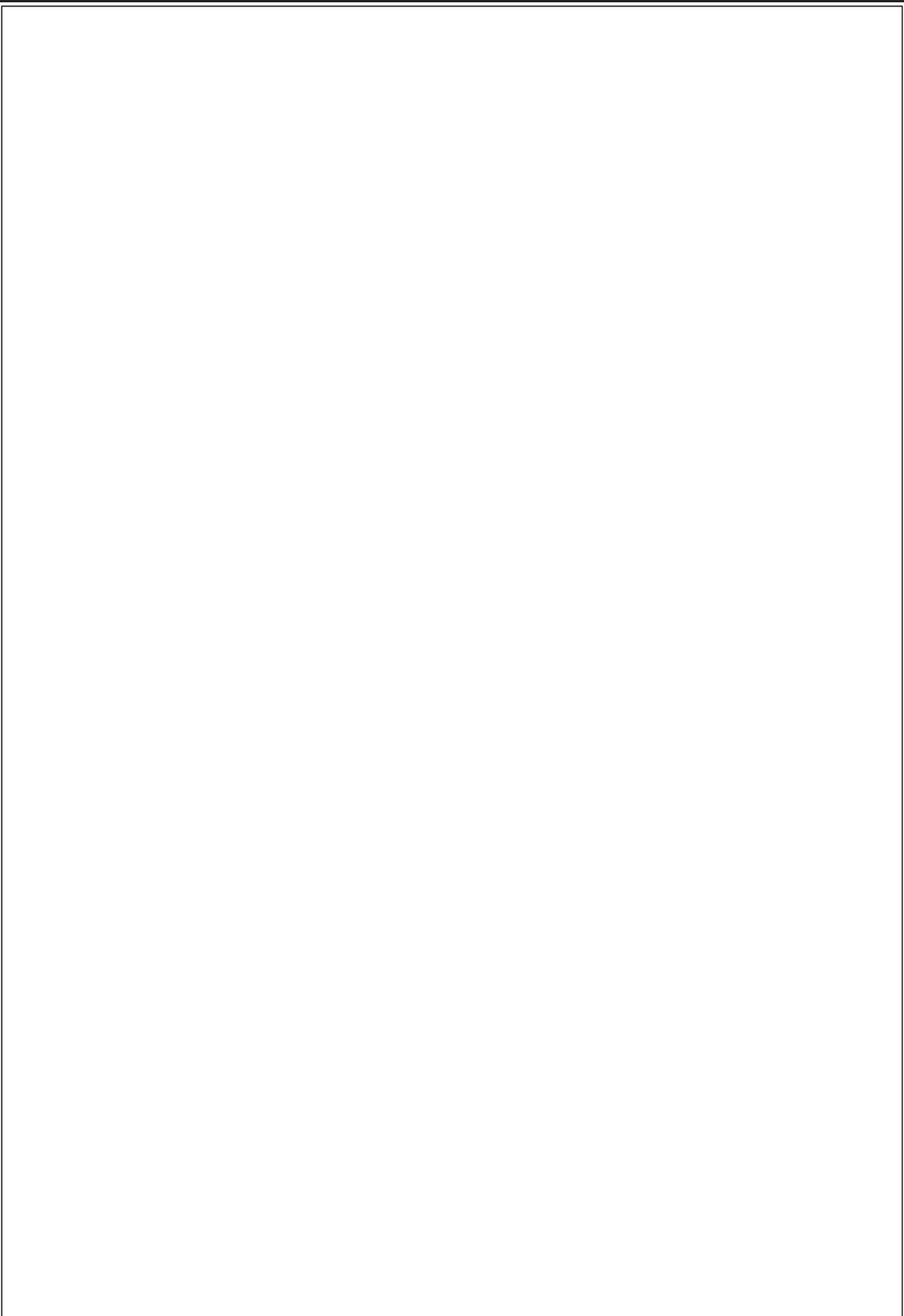
三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦  
三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春  
三 重 県 警 察 本 部 長 大 庭 靖 彦

三重県青少年対策推進本部設置規程に関する訓令を廃止する訓令

三重県青少年対策推進本部設置規程 [ 三重県訓令第17号  
昭和38年教 委 訓第 3号 ] の訓令は、廃止する。  
三重県警察本部訓令第 3号

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。



 発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社